

## よくある質問

### 1. 学納金関係

- Q 1 - 1 納入額の明細と費用の詳細を教えてください。 . . . . . 2
- Q 1 - 2 振込用紙はどのように送付されますか。 . . . . . 3
- Q 1 - 3 納入期間はいつまでになりますか。 . . . . . 3
- Q 1 - 4 振込手数料はかかりますか。 . . . . . 3
- Q 1 - 5 振込用紙を紛失してしまったのですが、どうしたらよいですか。 . . . . . 3
- Q 1 - 6 振込用紙が届きません。どうしたらよいですか。 . . . . . 3
- Q 1 - 7 振込用紙の送付先(保証人情報)を変更したいのですが、どうしたらよいですか。 . . . . . 3
- Q 1 - 8 正規納入期間までに振込みができません。どうしたらよいですか。 . . . . . 3
- Q 1 - 9 分納の金額をさらに分割して支払ったり、  
全納の金額を都合に合わせて分割して支払っても良いですか。 . . . . . 3
- Q 1 - 10 金融機関の窓口での振込みの際に身分証明書は必要ですか。 . . . . . 4
- Q 1 - 11 ゆうちょ銀行からも振込みできますか。 . . . . . 4
- Q 1 - 12 A T Mやインターネットバンキングは利用できますか。 . . . . . 4
- Q 1 - 13 問題なく振込みができたか確認したいのですが、どうしたらよいですか。 . . . . . 4
- Q 1 - 14 領収書の発行はできますか。 . . . . . 4

### 2. 国の高等教育の修学支援新制度（国の新制度）

- Q 2 - 1 国の高等教育の修学支援新制度（国の新制度）とは何ですか。 . . . . . 5
- Q 2 - 2 国の新制度の条件を教えてください。 . . . . . 5
- Q 2 - 3 授業料減免額を教えてください。 . . . . . 5
- Q 2 - 4 入学金減免額を教えてください。 . . . . . 5
- Q 2 - 5 給付奨学金の対象となりました。  
入学手続き時に納入した入学金はいつ還付されますか。 . . . . . 5
- Q 2 - 6 給付奨学金の対象となりました。  
既に授業料（入学金）を納入しているのですがどうなりますか。 . . . . . 6
- Q 2 - 7 大学、短大の奨学制度で既に授業料（入学金）の減免を受けています。  
国の新制度と併用はできますか。 . . . . . 6
- Q 2 - 8 国の新制度は卒業まで継続して支援を受けることはできますか。 . . . . . 6

### 3. 学納金、奨学金制度等のお問い合わせ先

## よくある質問

### 1. 学納金関係

#### Q1-1 納入額の明細と費用の詳細を教えてください。

A 1-1 明細は送付した振込依頼書の右上に印字されていますのでご確認ください。

主な費用の詳細は以下の通りです。

##### ■ 授業料

学位授与のために必要な教育に対してかかる総額を、卒業・修了までの標準的な年数で等分して納めていただいているものになります。

##### ■ 教育充実費

キャンパスの維持管理のための費用であり、Web等による様々なサービスなどを行うためのインターネット環境を維持する費用なども含まれ、学生に還元できる教育環境を整えるために使われています。どの年度に入学された方にも、同じようにご負担いただいております。施設の維持管理や充実にかかる費用を長期的な計画に基づき使用させていただいております。

##### ■ 実習費

実習に係る費用として納付いただいております。実習先との事前調整など実習環境を整えるための費用も含まれています。

##### ■ 保険料（学生教育研究災害傷害保険料/学研災付帯賠償責任保険料/Will 保険料）

通学途中、授業中などでの事故やケガ、物を破損してしまった場合の保険料です。

- ・学生教育研究災害傷害保険料：1年前期に最終学年までの保険料を徴収します。
- ・学研災付帯賠償責任保険料：各学年の前期に徴収します。
- ・Will 保険料：看護学部のみ各学年の前期に徴収します。

(加入保険の詳細や保険金請求方法については教学支援部までお問い合わせください。)

##### ■ 後援会費

後援会会費です。

各学年の前期に徴収します。

(\*後援会からの依頼に基づき、大学が代理徴収します。)

##### ■ 学友会費

学友会会費です。

大学は各学年の前期に徴収します。短大は1年前期に2年分徴収します。

(\*学友会からの依頼に基づき、大学が代理徴収します。)

##### ■ 学友会特別事業費

卒業パーティーおよび卒業アルバムの費用です。

大学は最終学年の後期に徴収します。短大は1年前期に徴収します。

(\*学友会からの依頼に基づき、大学が代理徴収します。)

##### ■ 同窓会永年会費

同窓会永年会費です。

最終学年の後期に徴収します。

(\*同窓会からの依頼に基づき、大学が代理徴収します。)

## よくある質問

### Q1-2 振込用紙はどのように送付されますか。

A1-2 毎年所定の時期（前期：4月10日頃、後期：9月10日頃）に納付金振込用紙を登録されている保証人宛に送付します。

奨学金制度および国の新制度の対象者は、送付時期が異なります。

### Q1-3 納入期間はいつまでになりますか。

A1-3 前期は4月30日、後期は9月30日が正規納入期間の納入期限となります。

納入期限の最終日が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日が納入期限となります。

学内の奨学金制度および国の新制度の対象者は、納付期限が異なる場合がございます。

### Q1-4 振込手数料はかかりますか。

A1-4 振込手数料は恐れ入りますがご負担ください。手数料の金額については各金融機関にお尋ねください。

### Q1-5 振込用紙を紛失してしまったのですが、どうしたらよいですか。

A1-5 再発行しますので経理部までご連絡ください。

### Q1-6 振込用紙が届きません。どうしたらよいですか。

A1-6 送付時期を過ぎても届かない場合は経理部までご連絡ください。

転居などで住所が変わった場合、所定の住所変更手続きをしていないと振込用紙が郵送されませんのでご注意ください。住所変更手続きは教学支援部窓口までお願いします。

### Q1-7 振込用紙の送付先(保証人情報)を変更したい場合、どうしたらよいですか。

A1-7 教学支援部窓口で変更手続きをしてください。

### Q1-8 正規納入期間までに振込みができません。どうしたらよいですか。

A1-8 経理部までご連絡ください。所定の手続きをしていただくことで延納(分納)を認める場合があります。

修学支援新制度(授業料等の減免)に申請をされている方は「授業料延納・減免願」を提出することで授業料のみ納入期限が前期：6月30日、後期:11月30日までとなります。

延長(分割)納入期間を超えての延長は一切できませんのでご注意ください。

所定の期日までに納入がない場合には学則に基づき除籍となります。

### Q1-9 分納の金額をさらに分割して支払ったり、全納の金額を都合に合わせて分割して支払っても良いですか。

A1-9 できません。

正常に処理ができず、エラーが発生します。絶対におやめください。

必ず振込用紙に記載された金額でお支払ください。(分納する場合は分納の金額、全納する場合は全納の金額を変更することなくお支払ください。)

## よくある質問

A T Mやインターネットバンキングでの支払いの際に一度の振込みに上限額がある場合には、上限を引き上げてから振込用紙に記載の正しい金額で一度でお支払いください。

個人の都合で分割した金額でお支払いをいただいでしまうとどなたの学費かが特定できず、「未納」のままになってしまう場合があります。

また、納付金はそれぞれの期に必要な額をすべてお支払いいただくことで「収納済」とみなしますので、一部の金額だけをお支払いいただいただけでは「収納済」にはなりません。

それぞれの期に必要な額の一部のみをお支払いいただいた場合には「未納」となり、そのまま納入期限を過ぎた場合には「学費未納」として学則に基づき除籍となりますのでご注意ください。

### Q1-10 金融機関の窓口での振込みの際に身分証明書は必要ですか。

A 1-10 国の定めた法令の改正に伴い、平成 28 年 10 月 1 日より納付金の振込みに関しては、銀行などの金融機関の窓口で現金による 10 万を超える振込みをする場合であっても、窓口で振込みをされる方の本人確認が不要となりました。

### Q1-11 ゆうちょ銀行からも振込みできますか。

A 1-11 可能です。ただし、送付した振込用紙はゆうちょ銀行ではお使いいただくことができません。ゆうちょ銀行指定の用紙に必要事項を転記する必要がありますので、印字された情報は誤りのないように転記し、銀行員の指示に従って手続きをしてください。

一つでも誤りがあると他の学生の納付金として処理されてしまうことがあるため、自己責任のもとでご利用ください。

### Q1-12 A T Mやインターネットバンキングは利用できますか。

A 1-12 可能です。ただし、依頼人名には送付した振込用紙の下方に印字された「依頼人コード(10桁)」「学生氏名(カナ氏名)」を入力してください。

「依頼人コード」は納期毎に変更されるためお手続きの際はご注意ください。

一つでも誤りがあると他の学生の納付金として処理されてしまうことがあるため、自己責任のもとでご利用ください。A T Mやインターネットバンキングでの支払いの際に一度の振込みに上限額がある場合には、上限を引き上げてから振込用紙に記載の正しい金額で一度でお支払いください。

### Q1-13 問題なく振込みができたか確認したいのですが、どうしたらよいですか。

A 1-13 経理部にお問い合わせください。なお、金融機関および本学での処理の都合により振込日当日の確認はできません。お問い合わせは、振込みをしてから 3 営業日以降にお願いします。

※お問い合わせの際は学籍番号と学生氏名を確認させていただきます。

### Q1-14 領収書の発行はできますか。

A 1-14 できません。

各金融機関から発行された振込控えをもって領収書に代えさせていただきます。

インターネットバンキングからお手続きの場合は、振込決済が完了した画面をプリントアウトした書面をもって領収書に代えさせていただきます。

## よくある質問

### 2. 国の高等教育の修学支援新制度（国の新制度）

#### Q2-1 国の高等教育の修学支援新制度（国の新制度）とは何ですか。

A 2-1 「授業料・入学金の免除または減額（授業料等の減免）」「給付型奨学金の支給」の2つの支援のことを言います。

**【参考】**

文部科学省ホームページ（国の高等教育の修学支援新制度）

<https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>

#### Q2-2 国の新制度の条件を教えてください。

A 2-2 日本学生支援機構の給付型奨学金の認定を受けることで国の新制度の支援を受けることができます。

給付型奨学金の申請については教学支援部までお問い合わせください。

給付型奨学金の詳細については日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

**【参考】**

日本学生支援機構ホームページ(給付型奨学金)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

#### Q2-3 授業料減免額を教えてください。

A 2-3 日本学生支援機構の給付型奨学金の支援区分に応じた減免額になります。

※上限額 70 万円（年間）

第Ⅰ区分：満額減免

第Ⅱ区分：2/3 減免

第Ⅲ区分：1/3 減免

#### Q2-4 入学金減免額を教えてください。

A 2-4 日本学生支援機構の給付型奨学金の支援区分に応じた減免額になります。

ただし、入学金の減免は入学年度の入学月（4月）から支援対象者となった方が適用されます。なお、過去に1度でも入学金減免を受けたことがある学生は入学金減免の対象にはなりません。

※上限額 26 万円

第Ⅰ区分：満額減免

第Ⅱ区分：2/3 減免

第Ⅲ区分：1/3 減免

#### Q2-5 給付奨学金の対象となりました。入学手続き時に納入した入学金はいつ還付されますか。

A 2-5 入学年度の入学月（4月）から支援対象者となった方で過去に一度も入学金減免を受けていない方に限り、8月末頃（予定）に支援区分に応じた減免額を還付します。

## よくある質問

Q2-6 給付奨学金の対象となりました。既に授業料（入学金）を納入しているのですがどうなりますか。

A2-6 給付奨学金の採用月によって異なります。例年8月末または3月中に支援区分に応じた減免額を還付します。

Q2-7 大学、短大の奨学制度で既に授業料（入学金）の減免を受けています。国の新制度と併用はできますか。

A2-7 できます。

ただし、授業料（入学金）を減免する前提で入学した特待生については、入学時点で既に授業料（入学金）の減免が適用されているため、国の新制度（授業料等の減免）の対象となるのは、特待生として発生した減免後の授業料（入学金）となります。例えば、授業料全額免除の特待生として入学した学生については、減免すべき授業料が発生していないため、国の新制度（授業料等の減免）の減免額も0円となります。

Q2-8 国の新制度は卒業まで継続して支援を受けることはできますか。

A2-8 所定の手続きを行うことで継続することができます。

ただし、日本学生支援機構が制度申し込み時に提出したマイナンバーを利用して毎年9月頃に支援区分の見直し(家計による適格認定)を行います。見直しの結果、後期からの給付型奨学金/授業料等の減免の支援が停止・再開となったり、支援額が変わったりする可能性があります。また、学業成績・学習意欲による適格認定を大学は年1回（年度末）、短大は年2回（前期、後期）行います。成績が悪かったり、授業にあまり出席しなかった場合には、支援を打ち切られたり、場合によっては返還などが必要になることもあるので、注意が必要です。

《所定の手続きについて》

■ 「給付奨学金の支給」継続手続き [担当:教学支援部]

在籍報告：4月、7月、10月（年3回）

スカラネット・パーソナルから報告（入力）

※学生掲示板(EIS)にて案内予定

奨学金継続願提出：例年12月～2月頃（年1回）

スカラネット・パーソナルから提出（入力）

※学生掲示板(EIS)にて案内予定

■ 「授業料等の減免」継続手続き [担当:経理部]

必要書類の提出：例年8月頃、2月頃（年2回）

・提出書類

「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」

「授業料延納・減免願」

※学生掲示板(EIS)にて案内予定

## よくある質問

### 3. 学納金、奨学金制度等のお問い合わせ先

内 容	担当部署	連絡先	
学納金(全般)について	経理部	076-225-3452	平日 8：30～17：00  土曜 8：30～14：00
本学の奨学金制度について			
国の新制度について (授業料等の減免)			
国の新制度について (給付奨学金の支給)	教学支援部	076-225-3449	
外部団体の奨学金制度について			
学友会費、 学友会特別事業費について			
保険料について			
保証人情報の変更手続き			
後援会費について	総務企画部	076-225-3442	
同窓会永年会費について			

※お問い合わせの際に学籍番号と学生氏名を確認させていただく場合がございます。